

議案第92号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

消防団員の充実強化に向け、出動報酬等の処遇改善を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年勝山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬)</p> <p>第14条 <u>報酬は、別表第1のとおりと</u> する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 団員が<u>水、火災、警戒</u>、訓練等の職務に従事する場合における費用弁償は、別表第<u>2</u>のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1(第14条関係)</p> <p><u>報酬</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第14条 <u>団員には、次に掲げる報酬を支給</u>する。</p> <p><u>(1) 年額報酬は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 団員が水、火災等の災害出動の職務に従事する場合における出動報酬は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第15条 団員が _____警戒、訓練等の職務に従事する場合における費用弁償は、別表第<u>3</u>のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1(第14条関係)</p> <p><u>年額報酬</u></p>

(略)

別表第2(第15条関係)

費用弁償

区分	支給単位	支給金額
水・火災等の 場合	1回につき (新設)	2,500円 (新設)
警戒等の場合	〃	2,500円
訓練等の場合	〃	2,500円

(新設)

(略)

別表第2(第14条関係)

出勤報酬

区分	支給単位	支給金額(円)
水・火災等の災害出勤 の場合	4時間未満 4時間以上	4,000 8,000
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

別表第3(第15条関係)

費用弁償

区分	支給単位	支給金額(円)
警戒・訓練等の場合	1回につき	2,500

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。